

橋本市障がい者活躍推進計画

令和 7 年 4 月 1 日

機関名	橋本市
任命権者	橋本市長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
橋本市における障がい者雇用に関する課題	橋本市においては、令和 6 年 6 月 1 日時点の「障害者任免状況通報書」において、障がい者の法定雇用率が未達成であったことから、法定雇用率の早期達成に向けて積極的な採用活動を行っているところである。 採用した障がいのある職員の活躍のため、体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年 6 月 1 日時点） （各年度）法定雇用率の達成および維持 （参考）令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率：2.67％ （評価方法）各年度 6 月 1 日時点の数値により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	障がいのある職員の特性について理解を深め、定着を図る。 （評価方法）毎年 of 任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】前年度を上回る 【満足度の全体評価】前年度を上回る。 （評価方法）毎年度、ストレスチェックの調査を実施し、平均値により把握。
④ キャリア形成に関する目標	【障がいのある職員が担当する職務の拡大】 年 1 回以上の研修を通じて能力の向上を図る。 （評価方法）毎年度、研修の受講記録を元に把握・進捗管理。

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○「障害者雇用推進者」として総合政策部長を選任する（令和6年4月1日に選任済）。 ○「障害者職業生活相談員」として職員課長を選任する（令和4年4月1日に選任済）。
(2)人材面	○人事担当部局の職員について、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。 ○全職員を対象に人権研修を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○現に勤務する障がいのある職員の能力や希望を踏まえ、年に1回以上、各職場とのヒアリングを実施し、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動時等に面談等を実施し、障がいのある職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障がいのある職員からの要望を踏まえ、各職場において作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○採用した障がいのある職員については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○採用に当たり、障がいのある職員からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	○採用の時点でキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ研修を実施する。なお、研修実施の際は受講に必要な合理的配慮についても検討する。
(5)その他の人事管理	○定期的な面談や随時面談を必要に応じて実施し、状況把握・体調への配慮を行う。必要に応じて障がいのある職員の所属長へ面談内容を報告し、合理的配慮について検討する。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. 優先調達等	
(1)考え方	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、障がいのある方を直接雇用するだけでなく、企業等における活躍の場の拡大に向けた取組を推進することが重要。
(2)取組	○優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注を通じ、障がいのある方の活躍の場の拡大を推進する。
5. その他	
○目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。 ○各年度の実施状況については、橋本市ホームページ上で公表する。	